

◇特定区域下水道使用料 (1か月につき)

令和6年10月1日改定

用途	基本使用料	従量使用料	
		水量	金額(1m <sup>3</sup> につき)
家事用	819.5円	10m <sup>3</sup> までのもの	28.6円
		10m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までのもの	147.4円
		25m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までのもの	159.5円
		50m <sup>3</sup> を超えるもの	165.0円
事業用	0円	1m <sup>3</sup> につき	124.3円

- 事業用の使用料に限り、1か月の額が3,300円に満たない場合は、3,300円とする。

※上記料金表の金額は、消費税(10%)込みです。

お問い合わせ先 《水道お客さまセンター TEL28-8622》